

政策の検討方向	備 考																			
I これまでの林政の枠組みと情勢の変化 ○ 昭和39年に制定された林業基本法に基づく林政の枠組みは、旺盛な木材需要を前提として、林業生産活動を適切に助長すれば自ずと森林が適正に管理され、その結果、公益的機能も確保されるという考え方 ○ しかし、木材価格の一層の下落等による林業採算性の悪化、林家の世代交替や林業収入への依存度の低下等により森林所有者の経営意欲が低下した結果、管理不十分な森林が増加しつつあり、林業生産活動の助長のみでは森林の機能を十分に発揮させることが困難となるおそれ ○ 一方、森林に対する国民の要請は、国土の保全、水資源のかん養、さらには生物多様性の保全、保健・文化・教育的利用等、公益的機能を中心に一層多様化・高度化 また、地球温暖化問題への関心が高まる中で、CO₂の吸収源としての森林の適切な整備やそこから生産される木材の効率的な利用が森林保全に資することについて、多くの国民が認識 ○ 森林資源は年々充実しつつあるが、人工林の多くは未だ生育途上にあり、保育・間伐を適切に行っていくことが必要 これらの人工林を中心に、森林資源は順次伐採可能な時期を迎えることから、その持続的利用を図っていくことが重要	・ 伐採後3年以上が経過した人工林の伐採跡地面積（民有林） 22千ha（10年度末） ・ 温室効果ガスの削減目標（1997年京都議定書） 2008～2012年平均で1990年比6%の温室効果ガスを削減 ・ 森林資源の状況（万ha、百万m³、%）<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">S41</th><th colspan="2">H11</th></tr><tr><th>面積</th><th>蓄積</th><th>面積</th><th>蓄積</th></tr><tr><td>人工林</td><td>793</td><td>558</td><td>1,035</td><td>2,169</td></tr><tr><td>人工林率</td><td>29</td><td>30</td><td>41</td><td>57</td></tr></table>		S41		H11		面積	蓄積	面積	蓄積	人工林	793	558	1,035	2,169	人工林率	29	30	41	57
	S41		H11																	
	面積	蓄積	面積	蓄積																
人工林	793	558	1,035	2,169																
人工林率	29	30	41	57																

政策の検討方向	備 考						
○ 「持続可能な森林経営」の推進が国際的な課題となる中で、世界有数の森林国であり木材輸入国である我が国としては、その考え方を踏まえた政策展開を内外に示していくことが必要 ○ 消費者意識の向上を背景に、木材についても品質・性能の明確化や安定的な供給が一層求められるとともに、少子高齢化の進展や世帯数の減少等により住宅着工戸数の減少が見込まれるなど、木材需要は一層減退するおそれ 他方、地球規模での環境問題の顕在化等に伴い、環境への負荷の少ない社会の構築に向けて、人や環境にやさしく優れた資材である木材や、人工林を中心に年々充実しつつある我が国の森林資源を積極的に利用していくべきとの意見も存在 Ⅱ 新たな林政の基本的考え方 ○ 森林・林業をめぐる情勢の変化に対応できるよう、政策の目的を、これまでの木材生産を主体としたものから「森林の多様な機能の持続的発揮」を目的としたものへ転換し、「持続可能な森林経営」を推進 ○ このことにより、水資源のかん養等の公益的機能の発揮への都市住民からの要請にも対応し、豊かな国民生活を実現	・ 1992 年の地球サミットで「持続可能な森林経営」の重要性を確認 「持続可能な森林経営」 森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応するという、世界的な潮流となっている森林の取り扱いに関する考え方 ・ 住宅着工戸数（万戸） <table><tr><td>S 4 0</td><td>H 2</td><td>H 1 1</td></tr><tr><td>8 4</td><td>→ 1 7 1</td><td>→ 1 2 1</td></tr></table>	S 4 0	H 2	H 1 1	8 4	→ 1 7 1	→ 1 2 1
S 4 0	H 2	H 1 1					
8 4	→ 1 7 1	→ 1 2 1					

政策の検討方向	備 考
○ 環境、教育、福祉、住宅、労働等の様々な分野との連携・調整を図り、森林に対する国民の要請の多様化に的確に対応するとともに、林業・木材産業の活性化を通じて森林資源の持続的な利用を促進 ○ 新たな政策目的を達成するためには、新たな基本法を制定し、国、地方公共団体及び森林所有者の責務を明確化し、幅広い関係者の努力を求めるとともに、国全体として関連する政策を整合性をもって推進していくための方針、目標などを明示することが必要 III 個別の施策の方向 1 多様な機能の発揮等のための森林の適正な管理の推進 (1) 森林計画制度の抜本的見直し ○ 森林の多様な機能の発揮、森林の計画的整備、森林資源の持続的利用の推進のための森林計画制度等の抜本的見直し ・ 市町村において、関係者の合意形成を図りつつ、森林の重視すべき機能に応じたゾーニングを実施 ・ ゾーニングに応じた施業の推進と森林整備施策の明確化・重点化 ・ 森林施業計画の作成主体に施業・経営の受託者を追加するとともに、受託者による事業の実施を推進 〔「公益的機能を発揮させていくための森林の適正な管理とはどのようなものかを明確にしていくことが必要」との意見があった。〕 〔「ゾーニングに当たっては、森林が本来多様な機能を重複して有していることに配慮すべき」との意見があった。〕	・ 食料・農業・農村基本法においては、幅広い関係者が取組むべき課題を実施していくための基本的な計画を策定 ・ 「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」の3区分にゾーニングし、それぞれの区分に応じた施業を誘導 (例) 水 土 保 全：一伐採面積を縮小し、あるいは樹冠を複層状態に導く施業 森林と人との共生：郷土樹種等を活かし景観の維持に優れた施業 資源の循環利用：地域の特性を踏まえ生産目標に応じた施業

政策の検討方向	備 考
「ゾーニングの実施に当たっては、地域の人々の意見を汲み上げられる仕組みが必要」との意見があった。 ○ 森林の機能を持続的に発揮させるための施業の抜本的見直し ・ 画一的な皆伐－新植を見直し、公益的機能の確保、造林投資の平準化による林業経営の安定等に資する施業へ誘導 ○ モニタリング調査等により森林整備の推進状況を客観的に評価 ○ F S C等の認証・ラベリングの動向も踏まえ、持続可能な森林経営の観点を森林計画制度に反映 (2) 国民のニーズに応じた森林の管理 ○ 里山林等の取扱いを市町村森林整備計画に明示し、その保全・整備・利用を推進 ○ 教育、福祉等の分野と連携しつつ、森林の保健・文化・教育的利用を推進	・ ゾーニングごとに森林施業計画の認定基準を設ける等同計画の見直し ・ 画一的な皆伐－新植に代えて、森林状態を維持しつつ抜き伐りを繰り返して徐々に更新を図る施業を推進 ・ 森林の総合的評価を行うためのモニタリング調査の実施 ・ 「持続可能な森林経営」の基準・指標を参考として評価基準を設定 (例) 基準：土壌及び水資源の保全と維持 指標：顕著な土壌浸食の見られる森林面積及びその比率 ・ 保健保安林の指定、住民参加型の保全活動等を推進 ・ 林野庁・文部省の連携により生涯学習や学校教育の中で森林体験活動を実施

政策の検討方向	備 考
○ 健全な森林の育成に必要な間伐を緊急かつ重点的に推進 2 森林を適正に管理するためのシステムの整備 (1) 森林の機能の確保に関する仕組みの整備 ○ 公益上の観点からの森林の機能を確保するため、森林所有者の森林管理上の責務を明確化 「森林所有者の責務は、森林が利益を生み出すことの表裏として存在するのではないか」との意見があった。 ○ 伐採跡地の放置等により公益上の支障が生じている場合の勧告、是正措置等の仕組みを整備 ○ 自ら森林の管理が行えない森林所有者から、森林の施業や経営を引き受けることができる林業経営体や林業事業体の育成・確保 (2) 国民参加の森林整備 ○ 各地での森林整備に向けた取組や森林ボランティアの取組に対して必要な支援を実施 ○ 環境税や、地方での法定外目的税に関する検討状況等を踏まえつつ、森林の公益的機能に対する応益負担のあり方等について研究 「応益負担については、「川下の十分な理解を得、参加意識を醸成すること」が必要」との意見があった。	・ 緊急間伐5カ年対策（12年度～）の推進 ・ 他制度における私権制限の例 河川区域内の土地について、工作物の新築、土地の掘削等の許可制 ・ 施策の選択的・重点的な実施により、適切かつ効率的な施業能力を有する林業事業体等を育成・確保

政策の検討方向	備 考
3 森林の管理・経営と森林資源の持続的利用を担う林業・木材産業の振興 (1) 林業の振興 ① 担い手の選別と施策の重点化 ○ 地域林業のリーダー役を担う林業経営体の育成・確保 「産業としての林業の担い手のほか、森林整備の担い手という2つの性格」に配慮すべき」との意見があった。 ○ 適切かつ効率的な施業能力を有する林業事業体を育成・確保し、施業・経営の受委託を促進 「林業の生産期間は非常に長期にわたるので、所有権の集中を図る方が効果的ではないか」との意見があった。 ○ これらの者が施業の大宗を担う体制を整備するとともに、これを通じて素材生産コスト等を引下げ 「金融措置が有効に働くためには工夫が必要。ただし、補助金を安易に政策達成のための手段として使用すべきではない。」との意見があった。 ○ 森林組合について、効率的な林業事業体となるよう育成するとともに、地域の森林管理を責任をもって担えるよう森林の現況把握から施業までを一貫して継続的に実施する主体としての機能を強化。また、経営基盤を強化 「効率的な施業実施の観点からは、施業機能（作業班）と管理機能を分離させ、競争条件の下におくべき」との意見があった。	・ 林業経営体及び林業事業体の認定制度を整備し、施策を選択的・重点的に実施 ・ 林業（木材生産）において、地域における生涯収入の概ね半分以上を稼得するという林業主業型の経営モデルの検討 ・ 高性能林業機械のさらなる活用による効率的・効果的な素材生産や保育を実施する事業体を育成 ・ 林業生産活動を通じた森林の管理・経営の担い手に基盤整備、高性能林業機械の導入等の施策を重点化 ・ 森林組合の合併を促進 （11年度末 1,255 組合→13年度末系統目標約 600 組合）

政策の検討方向	備 考
② 林業従事者の確保 ○ 都市部でのリクルートを含め、多様な就業ルートを通じた幅広い人材の確保・育成 ○ 林業後継者の確保・育成と技術の向上 ○ 林業事業体の雇用管理の改善を進めるとともに、労働安全衛生対策を推進 (2) 木材産業の振興と木材利用の推進 ① 木材産業の構造改革 ○ 木材産業に関する課題、目標等を明示し、各種取組を推進することにより、品質・性能の明確な木材の生産・供給体制を整備 また、これらの取組を先導するフロントランナー企業等を重点的に支援 乾燥の推進、技術開発等による国産材の品質の確保	- 林業就業者数（万人） S 4 0 H 7 2 6 → 9 - 全国の主要都市部における就業相談窓口の整備、就業希望者に対する研修等 - 地域の先進的な技術の普及指導や課題に対応した普及活動 - 林業労働力確保支援センターによる事業体の雇用改善指導等の推進 - 事業体に対する安全教育の徹底、高性能林業機械作業システムの普及等 - 乾燥材比率 10 %程度（H 1 0） ※ アメリカ西海岸（WWPA 会員）55 % (1996 年)

政策の検討方向	備 考
(2) 管理不十分な森林の適正な管理 ○ 森林の多様な機能の持続的発揮の観点から、森林の適正な管理を図るための地域による取組を推進するための措置を検討 （「直接支払については、公益的機能を発揮する森林を守るという林業従事者の役割を考えれば十分導入の根拠がある」との意見があった。） （「林業分野の直接支払い措置については、農業分野の仕組みをそのまま採用することは困難」との意見があった。） （「森林所有者の甘えの構造ができ上がらないよう他の施策と整合性をとることが必要」との意見があった。）	・ 農業分野においては、12年度から中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業生産条件の不利を補正するため、直接支払を実施 ・ 森林・林業分野においては、林業生産活動に対し公益的機能に着目した助成措置を既に実施